

vyavahāra 概念の変遷

沼田 一郎

はじめに

ダルマ文献は *Manu* [smṛti] を画期としてその性格を大きく変えた。それは段階的「住期」(āśrama) 論という形での出家主義の明確な位置づけ、司法及び王権論の大胆な取り込みという2点にあらわれている。⁽¹⁾ これらはいずれもヴェーダ祭式を中心とするブラフマニズムの枠内にはなかったものであり、とりわけ後者は本来世俗社会の問題であるという点において重要である。

本稿ではこのような点をふまえつつ vyavahāra なる概念を取り上げることにするが、それは以下のような理由による。*Manu* は全12章のうち第7章を王の職務規程に、第8、第9の両章を司法問題に専ら充て、この3章で全体のおよそ3分の1を占めている。これは古層のダルマストラ文献にはない特徴であり、この点において *Manu* はそれ以降のダルマ文献の内容・構成の両面にわたって決定的な影響を及ぼしたのである。

ところで、ここで問題となるのはダルマ文献における「司法」とはいったい何であるのかということである。例えば *Manu* 第8、第9章のいわゆる「司法篇」の内容を見ると、そこには民事上の係争、損害賠償、婚姻、遺産相続、刑事事件などについて18の項目に分類され、更に罰則規定などがあり、訴訟手続きを含めた民事・刑事の両分野にわたる法体系の萌芽をここに見ることができる。これらが vyavahāra という概念で一括りにされ、近代的な意味での「司法」に相当するものと理解されているのである。

しかしながら、vyavahāra それ自体は「司法」のみを意味するものではない。一般的に用いられている辞書類でも「司法」あるいは「訴訟」

などは vyavahāra の主要な語義であるとは言えない⁽²⁾。しかし、先述のとおりダルマ文献の歴史的な変容を見る上では司法 (vyavahāra) は重要なカギとなるのであり、また後代のダルマ文献はその内容をいわゆる「司法」に特化していくのである。本来ダルマ文献の守備範囲ではなかったはずの「司法」がどのような経緯と理由によって取り込まれるようになったのか、その事情を明らかにする必要がある。本稿では vyavahāra の語義の変遷を手がかりとして、そのような課題に答えたいと思う。

1. ダルマーストラーの用例⁽³⁾

冒頭にも述べたように、ダルマ文献の歴史には古層のダルマーストラー類と *Manu* および *Yāj[ñavalkyaśmṛti]* の間に大きな段差がある。vyavahāra の用法から見るとそれはどのように理解されるかがここでの課題である。まずダルマーストラー文献における用例を検討してみよう。

ダルマーストラー文献における vyavahāra の用例は極めて少ない。P.V.Kane は vyavahāra の語義を (1)契約・取引 (2)論争・訴訟 (3)社会生活可能な法的能力 (4)判断・決定の4種類に分けており⁽⁴⁾、ここではそれに依拠して検討することにする。

(1) 契約・取引

この用法は vyavahāra の本来的な語義にもっとも忠実なものと言うことができよう。これは後述するように *Kauṭilya* の *Arthaśāstra* (*Kauṭ*) に類出するが、ダルマーストラー文献には次の2例しか見られない。

daśame vyavahāre rāddhiḥ /*Āpastambadh*s.2.16.17/

第十夜目には、商取引で成功する。

athottarata ūrṇāvīkrayaḥ śīdhupānam ubhayatodadbhir

vyavahāra āyudhīyakam samudrasaṃyānam iti /

*Baudhāyanadh*s.1.2.4/

そして北方 (に特有の行いとは)、羊毛の販売、蒸留酒を飲むこと、両あごに歯のある動物を取引すること、武器を扱うこと、海を旅することである。

(32)

(2) 論争・訴訟

ダルマストラ文献にはこの用法はほとんど見られない。訴訟は他人との社会的・経済的関係において発生するのであり、またダルマ文献で扱われるのは主として民事であるから、その点では(1)の用法との関連もあると言えるが、これは特殊な意味を持つ法律上の専門用語と言ってよいであろう。*Vasiṣṭhadhs* に一例ある。

atha vyavahārāḥ /*Vasdhs*.16.1/

以下に訴訟に関する事項を述べよう。

Gautamadhs の用例は問題を含んでいる。

tasya vyavahāro vedo dharmasāstrāṇy aṅgāni purāṇam /

Gaudhs.11.19/

彼(王)にとって、vyavahāra はヴェーダ、ダルマシャーストラ、ヴェーダ補助学、プラーナ(に基づいている)。

この用例は“His administration of justice”(Bühler, Olivelle)、「彼の司法」(中野)と理解され、(2)の意味に解しているが、Kaneは(4)に分類している。Haradattaの注釈に「vyavahāraとは、社会の境界を確立することである(vyavahāro lokamaryādāsthāpanam)」と言うように、広く政策の執行全般を意味しているのであって、「司法」の意味に特化した用法ではないと言えるだろう。

(3) 社会生活可能な法的の力

(1)の派生的用法と見ることもできる。つまり(1)に見られるような社会的・経済的な人間関係を形成することのできる年齢に達していること、すなわち成人であるということ(5)を意味しているのである。

teṣām aprāptavyavahārāṇām aṃśān sopacayān suniguptān
nidadhyur ā vyavahāraprāpaṇāt //atītavyavahārān

grāsācchādanair bibhṛyuh /*Baudhāyanadhs*.2.3.36-7/

成人に達していない者たちの取り分を利息とともによく守るべきである。彼らが成人に達するまで。

社会生活を送れない者たちを食料と衣服で扶養せよ。

naike yuvatīnām vyavahāraprāptena /*Gautamadhs*.2.34/

成年に達した弟子は、年若い師匠の妻にこのように(足に触れる

礼) してはならないとする論者もある。

rakṣyaṃ bāladhanaṃ ā vyavahāraprāpaṇāt /

Gautamadhs.10.48/

成人に達するまで、少年の財産は守られるなければならない。

aprāptavyavahārāṇām / *Vasiṣṭhadhs.16.8/*

成人に達していない者の (財産を守るべきである)

(4) 判断・決定

上述の通り、*Gautamadhs.11.19* がこの用法の可能性がある。これに続く箇所では、

deśajātikuladharmās cāmnāyair aviruddhāḥ pramāṇam /

karṣakavaṇīkpaśupālakuṣīdikāraḥ sve sve varge /

Gautamadhs.20-21/

[特定の] 地域、生まれ、家系のダルマは、それが伝統説に反しない限り有効である。農民、商人、牧夫、金貸し、職人は各自の集団ごとに (ダルマを持つことができる)

と、述べている。この場合は必ずしも具体的な訴訟の場面を想定する必要はないであろう。もちろん訴訟において何らかの判断を下すのであるから、後に述べるように、この用法は決して特殊なものではない。

2. ダルマシャーストラの用例

以上のようにダルマーストラ文献には *vyavahāra* の用例は少ない。これに続くダルマシャーストラ文献の場合を次に見てみよう。上述のように、後代のダルマシャーストラ文献あるいはスムリティ文献はその内容を司法問題に特化しているので、*vyavahāra* の意味のひろがりを検討するために、それ以前の *Manu* と *Yāj* を取りあげることにする。

Kane の分類に従うと、*Manu* における *vyavahāra* の用例は、以下のような分布を示している。(1)の経済的・社会的活動を意味するものが若干あるが、大半が(2)であり、しかもそれらは第8、第9章に限られている。

(34)

(1) 3.64, 7.137, 8.167, 10.37 ; 53

* 8.131:lokasamvyavahāra ; 164 : vyāvahārika

(2) 8.1 ; 7 ; 45 ; 49, 61 ; 148 ; 199, 409, 9.125

(3) なし

(4) なし

Yāj は全3章からなり、第2章が「司法章 (vyavahāra-adhyāya)」である。vyavahāra の用例は次のような分布を示しており、用法としては(2)の裁判司法関係のものが主である。そうしてこれは司法章である第2章に集中している。

(1) 2.32 ; 33

* 2.297 (kūṭasuvārṇavyavahārin)

(2) 1.327 ; 343 ; 360, 2.1 ; 3 ; 5 ; 8 ; 19 ; 21 ; 30 ; 31 ; 202 ; 212 ; 305

(3) 2.243

(4) なし

ここからは以下の点を指摘しうるであろう。

- ・ vyavahaara の用例がダルマストラに比べて増えている。
- ・ 用法が「司法」に特化しつつある。
- ・ 「司法」が扱われるのは特定の小児限られている。

3. アルタシャーストラの用例

Kaut 全15巻中 vyavahāra の用例は約50である。これはダルマ文献の場合と比べると多いと言えるが、合成語の成分や動詞形で用いられているものを含めても、「司法」や「訴訟」などの意味ではほとんど用いられないという点に注目する。以下のその状況について検討することにする。

Kaut 第3巻は、“concerning judges” (Kangle), 「司法篇」(上村訳)と考えられているが、この巻の名称は Dharmasthīya であって、そこに vyavahāra は含まれない。また、この巻で扱われる主題は ‘vyavahā-rasthāpanā’ (第57節) と ‘vivādapadanibandha’ (第58節) と称する。

前者については、注釈 (*Śrīmūla*) は「vyavahāra とは、婚姻に関すること (vivāhasaṃyukta), 遺産分与 (dāyabhāga) などの、以下に述べられる12項目であり、それらを確定すること (sthāpanā)」とするが、実際にこの「12項目」が言及されるのは3.2の第59節以下においてであるから、この説明は必ずしも正確とは言えない。この説の内容からして、ここでの vyavahāra は ‘transactions’ (Kangle), 「契約」(上村) のように、社会的・経済的な諸関係を指すと解するのが妥当であろう。

ただし、3.2.1の解釈には問題がある。Kangle はこの箇所を次のように翻訳する。

vivāhapūrvo vyavahāraḥ /*Kaut.*3.2.1/

(All) transactions begin with marriage.

そして、脚注で “vyavahāra ‘dealing’, i.e., in effect, civil life” と説明しており、上村もほぼこれを踏襲し、「契約 (社会生活) は結婚を前提とする」(契約—vyavahāra. 取引。この場合は社会生活を意味する) とするのである。しかし、ここで vyavahāra をこのように限定する必要はないであろう。確かにこれに先立つ3.1では vyavahāra は「第一義的には、二者あるいはそれ以上の当事者間の契約関係であり、法廷における訴訟案件を構成しうるもの」(Kangle, note to 3.1.1) であるが、「契約は結婚を前提とする」というのは不自然な文言ではないか。

すでに上に見たように、男子が16歳で成人することは広く了解されていたことであり、それはすなわち結婚して社会生活を営むようになるということである。3.2.1は「社会人としての生活は結婚を前提とする」とも訳しうるであろう。

Kaut には中央政府あるいは地方行政機構のさまざまな官吏が言及され、その中に *pauravyāvahārika* がある。これをどのように理解すべきであろうか。これは例えば、1.12.6では顧問官 (mantrin), 宮廷祭官 (purohita), 将軍 (senāpati) などとの高官とともに言及され、5.3.7では王子, 王子の母, *praśāstr*, 工場長, 顧問官会議のメンバー, 国境守備官と同額の給与が規定されている。いずれの箇所でも “city-judge” (Kangle), 「都市の裁判官」(上村) と訳されているが、この箇所以外に言及がなく実体は不明である。Kangle は2.36に言及される *nāgarika* と同じであるとするが、その根拠は明示しない。この語は他に用例が見い

だされないが、以下に検討するようにアショーカ王碑文を参照しうる。

4. 仏典その他の用例

〈アショーカ王碑文の viyohāla⁽⁶⁾〉

Kaut がマウリヤ王朝の社会的現実を記述したものでないことは周知であるが、両者の間には何らかの連関はあるであろう。pauravyāvahārika については、アショーカ王碑文に viyohāla あるいは vyohālaka (ā) を含む類似の概念の用例があるのでそれについて検討する。

Delhi Topra の石柱碑文の第1章に次のような箇所がある。

ichitaviye hi esā kiṃti viyohālasamatā cha siya
daṃḍasamatā chā.

次に私が願わなければならないことは、これすなわち裁判の公正と刑罰の公正をあらしめることである。(塚本)

実に私の望むところは、裁判が公平になされるように、また処罰が公平になされるようにということである。(中村)

いずれも viyohāla を「裁判」と解しているが、これに続く箇所ですら死囚の再審あるいは恩赦の問題が言及されていることから考えると妥当である。

もう一つの例は、別刻岩石碑文の第1章である。

devānampiyasa vadanena tosaliyaṃ mahāmata
nagalaviyohālakā vataviya.

天愛の詔勅によって、トーサリーにおける都市執義官である大官は命じられなければならない(塚本)

神々に愛された王は命令の語をもってトーサリー市における太守諸大官ならびに都市執政官たちに告げる。(中村)

この nāgalaviyohālaka が *Kaut* の pauravyāvahārika に対応するものと考えられているのである。Hultzsch はこれを “the judicial officer of the city” と訳し、⁽⁷⁾ *Kaut* の pauravyāvahārika を参照するよう指示しているが、同碑文の続く箇所では特に司法について言及されているのではなく、

問題とされているのは niti (nīti) であるから、都市における執政全般と
いうことであろう。

〈仏典の vyavahāra (vohāra)〉

これに関連して、パーリ仏典に見られる vohārika mahāmatta を見て
みよう。『律蔵』「小品」(mahāvagga) に次のような挿話がある。⁽⁸⁾

マガダ国のセーニヤビンピサーラ王の治世に辺境に反乱があった。
その平定に向かうべき戦士らは戦闘することに疑問を感じて、次々
のブッダのもとで出家してしまった。それについて王に諮問を受
けた vohārika mahāmatta は、和尚 (upajjhāya) の断頭、表白師
(anussāvaka) の舌を抜く、会衆 (gaṇa) の肋骨を折るなどの刑罰
に相当する重罪であるとの裁定を下すのである。そうして王の臣
下 (rājabhāta) を出家させることは戒律違反 (突吉羅 : dukkaṭa)
とされるに至った。

この場面では大官 (mahāmatta) は有罪の判断を下すのであり、「司法
大官」と訳されるのは妥当と言えるだろう。

もちろん仏教文献にはこれ以外にも vyavahaara (vohaara) の用例は
多く見られるところである。しかし多くの場合は「発言」「語法」ある
いは、「世間」「世俗」を意味しているようである。

Sn.246に見られる vohārakūṭa を中村は「法廷で偽証をし」と訳すが、
これは *Paramatthajotikā* を参照したものであり、vohāra に「法廷で証
言する」という意味はない。⁽⁹⁾

『律蔵』「付随」(parivāra) に、vohāravagga (決断品) があり、これ
は律の違反を判断する際の基準について述べる箇所である。ここでは
vohāra あるいは動詞形の voharati が「決断する」の意味で用いられて
いるが、これは『律蔵』の中では成立の遅い部分と考えられている。⁽¹⁰⁾

また、*Buddhacarita* 2.39 では vyavahāra を王の行う判断の意味で用
いている。⁽¹¹⁾

iṣṭeṣv aniṣṭeṣu ca kāryavatsu na rāgadveṣāsrayatām prapede /
śivaṃ siṣeve vyavahāraśuddhaṃ yajñam hi mene na
tathā yathā tat //

[王は] 訴えてきた者の好悪によって同情や嫌悪を与えることは

ない。

裁きの正しいことを神聖と考えたのである。なぜならば [王は] 祭式をそれ (裁き) と同様には考えなかったからである。

この部分は、漢訳『仏所行讚』では「断事」と訳されている⁽¹²⁾。

パーリ仏典では、vohāra が Kane の分類でいうところの(2)や(4)で用いられている例は少なく、ほぼ vohāramahāmatta に限定されている。上述のように仏教文献全般で考えても、そのような例は希である。

5. まとめ

vyavahāra (vohāra, viyohāla) の用法あるいは頻度は歴史的に変遷しており、特にダルマ文献に司法問題が取り入れられて以降、「司法」を専ら意味することになり、用例も増える。司法領域の起源という点からは *Kaṭṭ* は重要であり、成立年代的には *Manu* と接近しているが、vyavahāra の用法は特徴的であることが分かった。次の課題は、司法を意味するようになった vyavahāra の内容はどのように確立して変移するのかということである。

註

- (1) 渡瀬信之『マヌ法典－ヒンドゥー教世界の原型』中公新書, pp.44ff.
- (2) たとえば, *MW* では, 以下の通りであり, 他の辞書 (*Apte*) でも大差はない。
 - doing, performing, action, practice, conduct, behaviour,
 - commerce or intercourse with,
 - affair, matter,
 - usage, custom, wont, ordinary life, common practice,
 - activity, action or practice of occupation or business with,
 - mercantile transaction, traffic, trade with, dealing in, a contract,
 - legal procedure, contest at law with,
 - litigation, lawsuit, legal process,
 - practices of law and kingly government,
 - mathematical process,

- administration of justice,
 - punishment,
 - competency to manage one's own affairs, majority (in law)
 - propieity, adherence to law or sucustom,
 - the use of an expression, with regard to, speaking about degination,
 - compulsory work,
 - a sword,
 - a sort of tree,
- (3) *Viṣṇusmṛti* はダルマーストラ文献に含まれるが、ここでは扱わない。その点については別途発表する予定である。
- (4) P. V. Kane : *Histry of Dharmasāstra*, vol.3, p.246
- (5) 通常男子では16歳である。
- (6) テキストとしては E. Hultzsch : *Inscription of Asoka*, 1977, Tokyo (rep), 翻訳としては塚本啓祥『アショーカ王』1976, 第三文明社, 中村元『インド史Ⅱ』1997, 春秋社。
- (7) Hultzsch, p.95.
- (8) *Vinayaṭṭhāna*, I, p.74.
- (9) 『ブツダのことば』(岩波文庫) p.55。
 dhammaṭṭhaṭṭhāne ṭhitā lañcaṃ gahetvā sāmike parājentā
 kūṭena vohārena samnāgattā. (*Pj.* p.289)
- (10) 平川彰『二百五十戒の研究Ⅰ』(『著作集』14) p.105。
- (11) E. H. Johnston: *Aśvaghōṣa's Buddhacarita, ;or, Acts of the Buddha*, in three parts, Delhi, Motilal Banarsidass, 1984, p.17.
- (12) 『大正蔵』第4巻, p.4, a。